

宮城県介護支援専門員実務研修受講試験事業者実施機関指定要領

1 目的

この要領は、介護保険法第69条の27第1項に基づき、実務研修受講試験事業（以下「試験事業」という。）を行う者の指定を行うに当たって必要な事項を定め、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 試験事業者

試験事業者は、介護保険法第69条の27第1項により指定した者とする。

3 指定申請手続

試験事業者の指定を受けようとする者は、介護保険法施行規則第113条の37第1項に基づき、「介護支援専門員実務研修受講試験事業指定申請書（様式第1号）」を知事に提出するものとする。

4 指定の決定

知事は、前項の申請があったときは、「介護支援専門員実務研修受講試験事業指定（不指定）通知書（様式第2号）」により申請者に通知するものとする。

5 指定の取消

知事は、前項の指定の後に、指定の取消を行う場合は、「介護支援専門員実務研修受講試験事業者指定取消通知書（様式第3号）」により試験事業者に通知するものとする。

6 事業計画及び事業実績報告

試験事業者は、知事に対し、毎年度あらかじめ「介護支援専門員実務研修受講試験事業計画書（様式第4号）」を提出するとともに、事業終了後速やかに「介護支援専門員実務研修受講試験事業実績報告書（様式第5号）」を提出するものとする。

7 申請内容の変更

試験事業者は、介護保険法施行規則第113条の17第3項に掲げる事項を変更する場合は、「介護支援専門員実務研修受講試験事業内容変更協議書（様式第6号）」により知事に協議し、「介護支援専門員実務研修受講試験事業内容変更承認書（様式第7号）」により承認を受けるものとする。

8 事業の廃止

試験事業者は、事業を廃止する場合には、知事に対し、あらかじめ廃止の時期及び理由を「介護支援専門員実務研修受講試験事業廃止協議書（様式第8号）」により知事に協議し、「介護支援専門員実務研修受講試験事業廃止承認書（様式第9号）」により承認を受けるものとする。

9 事業の実施

本事業の指定を受けた者は、知事の指導を受け、適正に試験を実施するものとする。

10 その他留意すべき事項

本事業の指定を受けた者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行うものとする。

附 則

この要領は、平成10年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年9月30日から施行する。